

公平性に関する方針と規定

VLAC-VR108:2024

発行日 2024 年 5 月 7 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

1. 目的及び適用範囲

この規定は当社の試験所認定業務の公平な運営のために、公平性を損なうリスクを特定し最小化するための方針と手順について適用する。

2. 公平性に関する方針

当社は認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止、及び取消を含む認定に関する決定について、どのような場合にも差別的でなく、偏ることなく遂行し、試験所の規模、もしくは何らかの協会や団体の会員であることを条件としない。さらに、この制度への参加を制限する財政上の条件付けをしない。

当社は認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止、及び取消を含む認定に関する決定について、どのような場合にも偏ることなく公平に遂行する。

2.1 当社は認定を依頼する全ての申請者に提供するサービスの公平性に対して責任を負う。当社は外部からの公平性を損なう営業上、財政上、その他の圧力を排除する。

2.2 当社職員は就業規則を遵守して公平性を損なう圧力を排除する。審査員は審査を行う試験所との既存又は以前の関係に関する経歴を含んだ、利害関係が無い旨の誓約書を認定業務部と取り交わす。全ての委員は、守秘義務規則を含む契約書により契約を締結した後に活動が出来る。

2.3 センター長は認定活動の公平性に責任をもつ。また当社の公平性に関する方針を次の通り定める。

- (a) センター長は認定の決定を下す職務にあるため、認定プロセスにおける審査業務を行うことができない。
- (b) 当社の業務の公平性に影響を与えるようなサービスを申し出たり、または提供したりしない。
- (c) 適合性評価サービス及び認定に関するコンサルタント業務は提供しない。また、特定の要員又はコンサルタント業務を利用すれば、認定がより簡単に、容易に、迅速に、又は廉価になると示唆するようなことを述べたり、暗示したりしない。

2.4 認定プロセスに影響を与える可能性のある当社の職員、審査員、並びに委員会委員は、客観的に活動すること、および公平性を損なうおそれのある不当な、営業上、財政上及びその他の圧力に影響されないことを就業規則又は契約書により誓約する。

当社の職員、審査員、並びに委員会委員には認定プロセスに関係する活動を始める前に、誓約書により活動の対象となる試験所との利害関係が無いことを確約させる。

3. 公平性の評価

(a) 当社は年1回、次の利害関係者に調査票（VF230）を送付して公平性の評価を実施する。

- ・ VLAC 認定試験機関
- ・ 認定委員会
- ・ 審査員
- ・ 親会社（VCCI 協会）

試験所への公平性調査票は全試験所に送付し、調査依頼を行う。

2年連続して未回答とならないように公平性調査票の回収を督促する。

(b) 利害関係者からの意見、フィードバックを受け付ける

当社は公平性を保護し認定システムの運営の原則及び主な方針を作成し維持するために、利害関係者が当社のウェブサイトを紹介して意見を投稿できるようにする。業務管理部長は意見を収集しマネジメントレビューでの審議対象とする。

(c) 当社の組織は利害関係者が偏らない組織構成とするために、役員、職員、審査員、並びに委員会委員を産業界（製造会社、試験会社）、公的機関（試験機関、認証機関、研究所）、並びに学会から受け入れる。また当社は次のような利害関係者との協議の機会を設ける。

- ・株主、取締役会
- ・審査員研修・意見交換会
- ・試験所との意見交換会

4. 公平性を脅かすリスクへの対応

4.1 公平性を脅かすリスクが明らかになった場合、当社はそれらのリスクを無くすか又は最小にする方法を文書化し実証する。その後残存するリスクを文書化する。（Risk Evaluation Sheet）

潜在するリスク、又は認定活動から生じるリスクには次のようなものがある。

- (a) 当社内部に潜在する偏見、差別、誤解などに基づくリスク
- (b) 当社と親会社(VCCI 協会) との関係
- (c) 当社と試験所又は規制当局との関係
- (d) 当社と他の組織(委員会、学会など) との関係
- (e) 当社と外部委託先（委員、審査員）との関係
- (f) その他

4.2 センター長はマネジメントレビューにおいてリスクのレビューを行う。レビューはリスクが容認できるレベルになるまで継続的に行う。

4.3 当社は公平性を脅かす容認できないリスクの存在が明らかになった場合、そのリスクを容認できるレベルまで軽減できない間は認定活動を停止する。

4.4.当社は公平性に影響を与えるサービスの申し出、又は提供をしない。

- (a) 認定活動の対象としている試験の実施、適合性判定、並びにそれらの試験で使用する試験機・測定器の校正
- (b) 試験所に対して、認定プロセス及び認定の決定に影響を及ぼすようなコンサルタント業務
- (c) 技能試験、試験所間比較の主催
- (d) その他

4.5 当社及び当社の審査員は試験所審査の際に不適合、観察事項に対して具体的な解決策を提示しない。また試験所のプロセスに関与するようなコンサルタントは行わない。

(例)

- －試験、測定方法の具体的な指示、業務支援
- －特定の業者、試験機、又は測定器の推奨
- －試験所の文書、手順書の制定・改定への関与

— 本文の終わり 以下余白 —

本文改定の内容 VR108:2024

1 項の記述を一部修正、3 項(a)の利害関係者を修正した。用語を（ラボラトリ→）試験所に替えた。

本文改定の内容 VR108:2022

2022. 08. 09 4. 1 項、4. 3 項について、字句及び記述を部分修正した。

本文改定の内容 VR108:2018

2018. 08. 01 新規制定
